平成30年分所得税・町県民税申告相談期間は 2月18日(月)~3月15日(金)です

所得税の確定申告は、税額を自分自身で正しく計算して納付する申告納税制度です。

申告期間中の相談窓口は毎年多くの方で大変混雑します。今から申告に必要な書類などを整理して皆さんの待ち時間が少しでも短くなるようご協力をお願いします。

また、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」を利用して作成した申告書は、印刷してそのまま税務署又は 役場に提出することができます。

なお、安八町役場の相談会場では、土地建物(収用等によるものを除く)・株式等の分離課税の対象となる譲渡所得のある場合や、災害などで資産に被害を受けた場合の雑損控除がある申告は受付できませんので、大垣市民会館会場をご利用ください。

○確定申告が必要な主な方

- ◇事業(農業を含む)をしている場合や不動産所得のある場合などは、これらの所得金額の合計額から基礎控除や扶養控除などの所得控除の合計額を差し引いた金額を基礎として算出した税額が税額控除の額を超えている方。
- ◇平成30年中の給与の収入金額が2,000万円を超える方。
- ◇1ヵ所から給与を受けていて、給与所得及び退職所得以外の所得金額の合計額が20万円を超える方。
- ◇2ヵ所以上から給与を受けていて、年末調整をされなかった給与の収入額と給与所得や退職所得以外の各種所得金額と の合計額が20万円を超える方。
- ◇公的年金等の収入金額が 400 万円以下で、かつ公的年金等に係る雑所得以外の所得金額との合計額が 20 万円以下である場合は、確定申告をする必要はありません。ただし、還付を受けるための申告書を提出することができます。 (確定申告が不要であっても町県民税の申告は必要となる場合があります)
- *確定申告をする必要がない方でも、次のような場合は確定申告をすると源泉徴収された所得税が還付されることがあります。
- ・多額の医療費を支払った場合
- ・住宅ローンを利用してマイホームを取得した場合で、一定の要件を満たすとき
- ・年の途中で退職し、年末調整を受けなかった場合
- *還付申告をする場合は、給与所得以外の所得が20万円以下であっても、それを含めて計算しなければなりません。

○申告に必要なもの

- ◇「確定申告のおしらせ」はがき
- ◇「町民税・県民税申告書」(事前に送付された場合)
- ◇「印鑑」(認印)
- ◇「マイナンバーカード」
 - (お持ちでない方は、通知カードと身元を証明するもの ※運転免許証や健康保険証など)
- ◇「源泉徴収票」(原本)など、前年中の収入金額を証明するもの
- ◇社会保険料控除を受ける方は、「国民健康保険・国民年金・農業者年金などの領収書」 *国民年金については証明書が必要です。
- ◇生命保険料・地震保険料控除を受ける方は「生命保険や地震保険等の支払額証明書」
- ◇障害者控除を受ける方は、「障害者手帳」等
- ◇医療費控除・セルフメディケーション税制による医療費控除の特例を受ける方は「明細書・保険金などで補てんされた金額がわかるものなど」
 - *平成29年~31年分の申告までは、領収書の添付又は提示によることもできます。
- ◇住宅借入金等特別控除を受ける方は、「家屋の登記事項証明書」・「請負契約書(売買契約書の写し)」・「住宅取 得資金に係る借入金の年末残高証明書」等
- ◇その他必要な証明書等